鹿児島の「宝」を活用した「しま旅」誘客促進キャンペーン（旅行会社）等業務委託
仕様書

１ 事業名

鹿児島の「宝」を活用した「しま旅」誘客促進キャンペーン（旅行会社）等業務委託

２ 業務の目的

鹿児島県への国内旅行客の宿泊増・消費額増を目的に、鹿児島県が有する２７の有人離島の多種多様な自然や食文化、個性豊かな風土、歴史など、多くの観光資源のコンテンツを、鹿児島県のキャッチコピー「南の宝箱　鹿児島」のコンセプトを活かした切り口で、鹿児島への旅行意欲を喚起するプロモーションを展開し、効果的な販売促進を実施することで、鹿児島への誘客増を図る。

３ 委託内容

鹿児島県が有する２７の有人離島の多様な観光資源を活用した本県への観光を促す情報発信プロモーション及び販売促進キャンペーン等を効果的に展開し、旅行商品の販売促進に繋げ、鹿児島への観光宿泊増、リピーター客増、消費額増等を図る事業を展開する。

（１）　旅行商品の条件

① 対象発地エリア：関東・関西をメインとした鹿児島への直行及び乗継（各航空路線、ＪＲ、フェリー）の交通機関が整っている地域およびその周辺

② 造成商品の内容：鹿児島の島々（２７有人離島）の商品とし、商品ラインナップの充実を図ること。

③ 旅行商品の種類：募集型企画商品、受注型企画商品、手配型など種類の形態は問わない。ただし、ダイナミックパッケージの場合は、体験コンテンツ・グルメ等を工夫したセット商品とする。

④ インバウンドは対象外とする。

⑤ 教育旅行は対象外とする。

⑥ 簡易な旅行料金割引キャンペーンのみの展開は対象外とする。

（２）訴求のポイント

① 県のＰＲキャッチコピー「南の宝箱 鹿児島」を踏まえ、多様な旅のスタイルのプロモーションとすること。

② 情報発信及び販促キャンペーンにおいてのロゴやキャッチコピーを設定し、一目で鹿児島の商品の販売キャンペーンと分かるように工夫すること。
鹿児島県への旅行喚起を図るプロモーション内容を実施すること。

③ 国内観光客入込のオン・オフ期の平準化の促進も図ること。

（３）キャンペーンの企画及び実施について

① 旅行商品について

テーマ：「かごしまの至宝　しま旅」

島々の自然や風土・文化の多様性、アクティビティ、イベント等、島の特性が伝わる「宝」のコンテンツを生かした商品の販売促進を図り、旅の喚起につながる旅のスタイルやモデルコース等の提案・紹介を実施すること。

② ターゲットについて

旅行会社において、（１）に示した対象エリアから重要なターゲットを明確にした鹿児島への送客強化の提案を行い、そのターゲットに適した効果的な商品の販促を図ること。

③ 旅行商品販売促進キャンペーン期間について

令和７年６月～令和８年３月の期間中に設定し、効果的な期間を提案すること

④ 情報発信プロモーションについて

旅行商品販売促進キャンペーンに合わせた、ターゲットが実際に行ってみたい、体験してみたいと思わせる情報を効果的に発信し、旅行喚起を図る情報発信のプロモーションの提案をすること。

⑤ 旅行購入者へのアンケート実施および結果からの分析を行うこと。

⑥ 旅行喚起を図るプロモーションで広告等を使用する場合は、その結果から効果測定を行うこと。

⑦ 大阪・関西万博開催に伴う誘致対策の提案も可能とする。

⑧ 売促進強化のためのリアルイベント実施も可能とする。

⑨ 販売強化のための社員の現地研修の実施も可能とする。

⑩ 実施報告書提出及び事業結果から今後の鹿児島への送客についての事業提案を行うこと。

⑪ 販売促進計画及び各種取り組みのスケジュール管理をすること。

⑫ 月１回の経過報告ミーティング（オンライン可）を実施すること。

⑬ 鹿児島県の観光サイトについて流入するしくみ及び回遊率を高める提案をすること。

鹿児島県観光サイト「かごしまの旅」（https://www.kagoshimakankou.com/）

⑭ 県ＰＲキャッチコピーの使用について

・鹿児島県のＰＲキャッチコピー「南の宝箱　鹿児島」及びロゴマークを必ず使用すること。

・ロゴマークは規定デザインのみ使用可。

・キャッチコピーについては、フォントは自由にデザイン可。

（４）送客目標数等の設定

① キャンペーン企画中においての、鹿児島への旅行商品販売に係る目標を設定（売上高、送客数、商品数、客単価、お客様満足度、対前年比率など）すること。

② 分析した結果から、鹿児島への送客内容（エリア、年代など）、事業実施による効果、課題、改善方法などを整理・報告すること。

③ 効果測定についての提案がある場合は、その方法について、あらかじめ企画書に提示すること。

（５）その他、事業実施に付随する業務

① 実施スケジュールの作成

より効果的なプロモーションが実施できるよう、準備期間等を設定し、スケジュール表を作成・提出すること。

② 組織体制の整備

本業務を適切に遂行するための業務体制を整え、企画提案時に報告すること。

③ 報告の実施

月１回、委託者への事業の進捗状況の報告やスケジュールの確認等のため、経過報告ミーティング（オンライン可）を実施すること。

４ 履行期限

令和８年３月２０日（金）

５ 事業完了の報告等

すべての事業完了後、６の成果物と合わせ履行期限までに事業完了報告書を提出すること。

６ 成果物等

受託者が提出すべき成果物は下記のとおりとする。

項　　目	内　　容
実績報告書	①　キャンペーンの実施実績や収集したデータの結果と効果分析 ②　旅行商品別の販売内容と実績及び目標達成率と結果からの分析 ③　今後の鹿児島への送客に対する提案 （資料はＡ４サイズに統一、電子データは別途納品）
素材データ	本業務で作成、使用した写真や映像などの素材（電子データ） ※二次使用できるものとする。
その他	その他業務実施において作成した成果物があれば提出すること。

７ 著作権・特許権

（1）受託者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権(財産権)を、委託者に無償で譲渡するものとする。

（2）受託者は、委託者の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。

（3）本業務作成物で使用する文章、写真、図版等はすべて委託者内での利用、または委託者が観光振興に資すると判断した上での第三者への提供が可能なもののみを使用する。
（4）本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
（5）本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用(印刷物の制作、ホームページへの掲載等)できるものとする。
（6）著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
（7）本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。
（8）上記条件を満たすのに費用が課題となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合は、協議するものとする。

8 その他
（1）上記のほか、事業の実施にあたり必要な事項については、事前に委託者と十分に協議すること。
（2）企画提案された計画に基づき実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

9 追加提案
本仕様に定めのない内容であっても、本県への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。
なお、原則委託費の範囲内で業務執行を行うが、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施するものとする。